


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 「リスクマネジメントセミナー（オンライン）」のご案内
- ◆ リーフレット（西県税事務所からのお知らせ（自動車税））

●本部等の行事

月	日	曜	内容	
5	15	月	パソコン講座（ワード初級）	10:30～16:30 於：サンセルコビル2F
5	16	火	//	//～// 於：//
5	16	火	簡保同交会役員会	11:00～12:00 於：事務局会議室
5	17	水	パソコン講座（エクセル初級）	10:30～16:30 於：サンセルコビル2F
5	18	木	//	//～// 於：//

●支部の行事

特にありません

●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
5	10	水	役員会	11:00～12:00 於：福新楼
5	30	火	監査	15:00～16:00 於：事務局会議室

●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
5	19	金	役員会	11:00～12:00 於：事務局会議室

(I) 税務カレンダー

- 5月1日 ●公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
●2月決算法人の確定申告
●8月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 5月10日 ●源泉所得税の納付
- 5月15日 ●特別農業所得者の承認申請
- 5月31日 ●個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
●3月決算法人の確定申告
●9月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
●確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

(II) 知らないと損する税情報

令和5年度税制改正(3)

税理士 堤 一 博

令和5年度税制改正諸法案は、令和5年3月9日に衆議院で、同年3月28日に参議院で可決成立しました。

今回は、令和5年度税制改正の『納税環境の整備』について解説します。

国税関係帳簿書類の電子化の推進のため、電子帳簿保存法に関して、各要件の緩和・廃止、対象者の拡大などが措置されました。電子帳簿保存法の正式名称は、『電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律』です。この法律は、国税関係の帳簿や書類を電磁的記録で保存する場合、順守すべき事項を定めています。この法律は、下記の3つ（「電子帳簿等保存」、「スキャナ保存」、「電子取引」）に区分し、その保存方法等を規定しています。

1 電子帳簿等保存		2 スキャナ保存		3 電子取引
電帳法4条1項	電帳法4条2項	電帳法4条3項		電帳法7条
国税関係帳簿	国税関係書類			電子取引
	決算関係書類	取引関係書類		
		自らが発行した書類(紙)の写し	相手先から受領した書類(紙)	
<ul style="list-style-type: none"> ・総勘定元帳 ・仕訳帳 ・売上台帳 ・売掛台帳 ・買掛台帳 ・現金出納帳 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・棚卸表 ・試算表 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書(控) ・請求書(控) ・領収書(控) ・注文書(控) ・納品書(控) など 	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・請求書 ・領収書 ・注文書 ・納品書 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・Web領収書/請求書などのEDI取引 ・インターネット等による取引 ・添付ファイルを含め電子メールによる取引 ・インターネット上のサイトが介在する取引 など

さて、令和5年度改正での「電子帳簿等保存制度の見直し」の項目は下記のとおりです。

- (1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し
- (2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の要件緩和
- (3) 電子帳簿等保存制度のうち優良な電子帳簿の対象範囲の限定化

以下、各項目について、概説します。なお、いずれの措置も令和6年1月1日以後に行なわれる電子取引、国税関係書類等の保存、法定申告期限が到来する国税に適用されます。

(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

令和4年度改正までの現行制度では、①真実性要件（タイムスタンプが付されること、迅速処理、あるいは訂正削除防止の事務処理規定策定のいずれか）、②可視性要件（自社開発プログラムの場合の電子計算処理システムの概要書の備付け、見読可能装置の備付け、取引年月日などの記録項目による「**検索機能の確保**」）をクリアする必要があります。このうち保存義務者が前々事業年度（基準年度）の売上高1,000万円以下の事業者であって、当局からの電磁的記録の提示又は提出の要求がある場合、「**検索機能の確保**」は不要とされています。

令和5年度改正では、「**検索機能の確保**」の基準年度の売上高基準を1,000万円以下から5,000万円以下に引き上げて、電磁的記録の出力書面の提示又は提出に応じることのできる対象者を拡大しました。また、真実性要件のうちのタイムスタンプを付す場合の電磁的記録の保存者または直接監督する者の情報を確認する条件が廃止されています。

また、システム対応が間に合わない事業者等の対応として、令和4年度改正で設けられた経過措置（令和5年12月31日までに電子取引の取引情報に係るデータを出力して作成した出力書面の保存をもって、そのデータの保存に代える措置）は、その適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止し、出力書面の保存に加え、データのダウンロードの求めに応じることができれば、「**検索機能の確保**」を不要としています。ただし、令和4年度改正では「**やむを得ない事情**」があれば適用できましたが、令和5年度改正の猶予措置ではややハードルの高い「**相当の理由**」が必要とされていますので、注意が必要です。今後の国税庁のQ&Aなどでの確認をお願いします。

(2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度の要件緩和

現行では、国税関係書類をスキャンした画像データの解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件が廃止されました。この場合、スキャニングの際の解像度200dpi以上、階調256、4ポイント以上の文字での読み取りが現行のままですので、ご注意ください。

また、入力者情報等に関する情報の保存要件も廃止され、実務的には、「直接監督する者」に関する情報を書面に記載する手間が不要となります。

さらに、スキャナ文書・帳簿の相互関連性を満たす必要のある書類を下記の「**重要書類**」に限定しました。

区分	重要書類	一般書類
名称・内容	契約書、領収書	見積書、注文書、契約等申込書（定型的約款あり）、検収書、入庫報告書、貨物受取証
	請求書、納品書、送り状、輸出証明書、預かり証、借用証書、預金通帳、有価証券受渡計算書、契約等申込書（定型的約款なし）	

(3) 電子帳簿等保存制度のうち優良な電子帳簿の対象範囲の限定化

記帳水準の向上に資するため、事後検証性の高い電子帳簿（訂正・削除・追加の事実や内容を確認

できるシステムを使用し、事前に届出書を提出)については、「優良な電子帳簿」として過少申告加算税の軽減措置(10%から5%に減免する優遇措置)を受けることができます。この優遇措置は、現行では「すべての帳簿が優良な電子帳簿を使用していること」の条件を、保存すべき国税関係帳簿を①総勘定元帳、②仕訳帳、③手形・売掛金等・買掛金等・有価証券・減価償却資産・繰延資産・売上げその他収入・仕入れその他経費の事項の記載に係る帳簿に限定し、高かったハードルを緩和して利用の促進を図ることとしています。ただし、「優良帳簿届出書(国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書)」を法定申告期限までに提出する必要があります。「優良な電子帳簿」の保存要件(「訂正・削除履歴の確保」、「相互関連性要件」、「関係書類等の備付け」、「見読可能性の確保」、「検索機能の確保」)には現行のままであることをご留意ください。

上記の項目のほかに、電子帳簿等保存法と関連する消費税法の「適格請求書(インボイス)」の発行・収受に係る配慮が必要です。売手側では、発行した「適格請求書(インボイス)」の保存義務があります。また、買手側では、「適格請求書(インボイス)」を電子ファイルで受け取った場合には、上記の「電子保存」での保管の義務も生じます。このため、電子帳簿等保存法に対応した保存環境を用意する必要がありますので、社内で十分にご検討ください。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2023	6	13(火)	15:00~17:20	本部	総会(表彰式を含む)	西鉄グランドホテル
		13(火)	17:30~19:00	〃	会員交流会	〃
		21(水)	14:00~15:30	〃	リスクマネジメントセミナー	オンライン
	7	19(水)	15:30~16:30	本部	電子帳簿保存法説明会	福岡ガーデンパレス
	8	24(木)	13:00~13:50	本部	正副会長	福岡ガーデンパレス
		24(木)	14:00~15:00	〃	理事会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。